

「議会のあり方」検討協議会第8回第3部会 協議概要

- 1 日 時 平成24年7月4日（水）午後1時30分から午後2時44分まで
- 2 会 場 議会棟 3階 第1委員会室
- 3 出席者 （委員）宇留間部会長、福永副部会長、
石井委員、川岸委員、白鳥委員、田沼委員、山本委員
（事務局）田野事務局 他7人
（傍聴人）小川委員長、蛭田議員、福谷議員

4 協議事項及び協議結果

（1）第7回部会における協議概要等について

資料を配付し、了承を得た。

（2）質問方法等の見直しについて

委員会における一問一答を導入する際の課題のうち、前回の会議で持ち帰りとなっていた具体的な発言時間の制限について、自民党より答弁を含め20分との発言があった。

これに対して、「時間制限を設けない」、「先例に掲載するか否かにこだわらず、委員長の采配にきちんと従わせる」、「一問一答の目的から考えると、深く掘り下げるには20分は短い」との意見、また、「先例としては、議事進行に協力するなどの文言を掲載し、時間制限は設けないが、申し合わせとして、1議案30分以内を目途とすることを合意しておく」との意見などが出され、部会としての結論を得ることができなかった。

よって、部会として協議を重ねても結論が得られないことから、第7回「議会のあり方」検討協議会での申し合わせにより、委員長より試案を提示してもらうことで了承を得た。

（3）審査方法の見直しについて

財政局審査をどのように行うかによって他の見直し項目にも影響することから、前回に引き続き、財政局審査についての検討を行った。

最初に事務局より論点について説明し、事前提出してもらった資料をもとに協議を行った。

まず、①全員で財政局への審査をする場合、代表質疑と分科会での質疑の違いについて協議を行った。

この中で、委員からは、「代表質疑は、市政全般や大局的な質疑を行い、分科会は、個別具体的や数値の質疑を行う」との意見、「金額の多寡で議論

するのは難しいケースもある」との意見が出された。

次に、②分科会における財政局審査において、5分科会または全員で審査した場合のメリット、デメリットについて、及び全議員による審査とした場合の質疑内容はどのようなものかなどについて協議を行った。

この中で、委員からは、5分科会のメリットとしては、「課題等について深く掘り下げて審査ができる」、「時間が短縮できる」や「人数制限がなくなるので、全委員が質問が可能」との意見、デメリットとしては、「一部の委員しか参加できない」との意見、また、全議員で審査した場合のメリットとしては、「全議員が参加可能」や「大局的な視点をもって、分科会に臨める」との意見、デメリットとしては、「会期の延長」、「人数が多いので、集中的な議論ができなくなる」や「本来の目的である深く掘り下げての議論ができない」との意見が出された。さらに、全議員で審査した場合の時間配分や人数については、「会派代表制や会派持ち時間制として良識の範囲で」との意見などが出された。

さらに、③財政局審査の方法として、「財政局のみ審査する第一分科会を単独開催し、その他の議員は、傍聴ができるようにする」との意見、「本市の現状から、本来必要とされている事業についても、財政状況を勘案し、優先度をつけざるを得ないことから、財政局審査については、全議員で構成する特別委員会で審査し、その後、分科会に分かれる方が良い」との意見が出された。また、「分科会に出席していない会派への対応として、出席を認めるとともに、現在出席している会派については、人数を増やしたらどうか」、「分科会数を増やすことから、少数会派にも配慮すべき」との意見、「会派や分科会の位置づけをきちんと考えるべき」との意見が出された。

次に、④委員の差し替えについては、各会派とも概ね認めることで第3部会としては了承を得た。

最後に小川委員長より、「特だしして実施する財政局について、質問内容が財政局で扱っている事業内容となってしまうと、特だししてまで実施する必要があるのかということを今一度検討して欲しい。また、予算と決算の違いについてイメージしてシミュレーションしてもらいたい」とのアドバイスがあった。

(4) 今後の開催日程について

第9回第3部会の開催日程については、平成24年8月27日(月)午後1時30分からの旨を確認した。